

速報第3434号 R4.2.2発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年 文教委員会 2月1日	質 問 者	宮川 潤 委員 日本共産党 (札幌市東区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 特別支援学校の設置基準等について</p> <p>(一) 設置基準の観点と内容について</p> <p>昨年の9月に、特別支援学校の設置基準が公布されました。それまでなかったということ自体が大きな問題ですけれども、その施行に当たって、総則や学科については今年の4月から開始、編制、施設、設備については来年からとされておりますので、質問させていただきたいと思っております。</p> <p>この度の設置基準、どういう観点で、どういう内容の基準が定められたのか、まず伺います。</p> <p>(二) 校舎、運動場の面積の不足している学校について</p> <p>設置基準では学級編制、教諭、事務員の数等が示されましたが、特に校舎、運動場の面積については、新しい基準として注目すべきことだと認識しております。</p> <p>この新たに示された校舎、運動場の面積基準に照らして、不足している学校があるのか、状況をお示し下さい。</p> <p>(指摘)</p> <p>校舎、運動場については13校が下回っているということでありました。校舎、運動場の必要面積を下回っている場合には、学校用地と連続した土地を確保できれば一番良いのだけれども、住宅地内に学校がある場合など、容易に確保できないと思っております。その場合、飛び地であっても確保する努力が必要であるということについて、まず指摘させていただきたいと思っております。</p>		<p>(特別支援教育課長)</p> <p>特別支援学校の設置基準の内容等についてですが、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、本設置基準では、他の規則や省令で定められていた特別支援学校の学科の種類や、一学級の幼児児童生徒数などについて、改めて定められるとともに、新たに校舎及び運動場の下限面積を定めるなど、特別支援学校を設置するために、必要な最低限の基準となっております。</p> <p>(特別支援教育課長)</p> <p>校舎等の面積が設置基準を下回る学校についてですが、設置基準では、校舎及び運動場の面積について、障がい種別や、中学部、高等部などの学部ごとに児童生徒数に応じた必要な面積が定められております。</p> <p>道立特別支援学校においては、校舎の必要面積については、帯広養護学校など、知的障がいの学校4校、肢体不自由の学校1校の計5校が下回っており、また、運動場については、札幌伏見支援学校など、知的障がいの学校6校、肢体不自由の学校2校、病弱の学校1校の計9校が下回り、そのうち、いずれも下回る学校が1校あることから、計13校で必要面積を下回っている状況であります。</p>		<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>
<p>(二) 一再 校舎、運動場の面積の不足している学校について</p> <p>配置基準が示された昨年9月の文科省の部長通知におきまして、設置基準は「必要最低限の基準」とされていますけれども、一方で「地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」とされております。</p> <p>この「地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合」というのは、どういう場合なのか、また、校舎、運動場の面積が不足している学校の中で、「特別な事情があり、かつ、教育上支障がない」と、これに該当する学校はどこののか、お示し下さい。</p> <p>(指摘)</p> <p>校外施設の活用ですとか、あるいはまた近隣の学校施設を利用しているということもあろうと思っておりますが、融通し合うことで双方の児童生徒の教育条件が整うとみならずこともできますけれども、専用施設よりも使い勝手が悪いことがあってはならないと思っております。現状で融通し合っている場合も、それでよしとするのではなくて、本来の学校ごとの整備ができるように、検討する必要があるということについては指摘をさせていただきたいと思っております。</p>		<p>(特別支援教育課長)</p> <p>必要面積に関し、教育上支障がない場合についてありますが、文部科学省では、学校周辺が住宅地であるなどの地域の事情等により、土地の確保が困難であって、近隣の学校等の施設等を使用して教育活動を実施できる場合などを例示しております。</p> <p>道内において、必要面積に満たない特別支援学校のうち、こうした要件に該当する学校は、札幌伏見支援学校、七飯養護学校など札幌圏や一定規模の都市及びその近郊に所在しており、該当校においては、学校全体の教育活動に支障が出ないよう配慮しながら、一人一人の障害の状況を踏まえ、教室以外のオープンスペースや小ホールなどを有効活用し、教育活動を工夫したり、地域の協力を得て校外施設を活用するなどの対応をしているところでございます。</p>		<p>特別支援教育課</p>
<p>(三) 現在の教室不足および今後の見通しについて</p> <p>この度の設置基準が作られるにあたり、「慢性的な教室不足」を改善するとされています。1学級の児童生徒の数は、小中学部は6人、重複で3人、高等部8人、重複だと3人とされています。</p>		<p>(特別支援教育担当局長)</p> <p>特別支援学校の教室不足の状況についてでございますが、道教委では、令和3年4月に札幌市内や苫小牧市内に空き校舎等を活用して知的障がいの特別支援学校を2校開校したことから、現在では、教室不足は全</p>		<p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>私は2021年の1定の一般質問でこの教室不足の問題を取り上げて、答弁では全道17校で112教室が不足しているということでありました。</p> <p>現在、何校で何教室不足しているのか、また特別教室の転用の状況などをお示しいただきたいと思えます。</p> <p>(指摘)</p> <p>11校で104教室不足しているということでありました。それで今後について生徒数の大きな増加は見込まれないということでありましたけれども、しかしこれまで教室不足に至ったのは、見通しと実際の入学者数との乖離があったからであり、遅れることなく施設整備を進めるべきだと、この点申し上げておきます。</p> <p>(四) 今後の取り組みについて</p> <p>昨年の質問に対して、教育長は「設置基準策定など国の動向を見極め、改善に鋭意努める」ということでありました。</p> <p>視察させていただいた伏見支援学校などは著しい過密状態であり、速やかに解消が求められております。</p> <p>特別支援学校の児童生徒の指導ニーズは、個性性も高く、教育環境充実の必要性も高いものと考えます。特別支援教育充実の取り組みについて最後に伺います。</p>	<p>道11校で104教室となりまして、前回の調査時点の令和元年度に比べまして、教室不足につきましては、やや改善が図られたところでございます。</p> <p>しかしながら、教室不足の104教室のうち、約半数は特別教室の普通教室への転用などにより工夫し、対応している状況でございます。</p> <p>今後、特別支援学校の在籍者数は、教育相談などを通じて把握している将来的な在籍数の推移によりまして大きな増加が見込まれないものと想定しておりますが、引き続き、児童生徒数の推移を見極めながら、それぞれの状況に応じて必要な教育環境の整備等に努めてまいります。</p> <p>(学校教育監)</p> <p>特別支援教育の充実に向けた今後の取組についてでございますが、これまで、道教委では特別支援学校において、児童生徒数を踏まえ、教育的ニーズに応じた学習集団を編制し、校舎内のスペースを有効活用するなど、学習環境の確保に努めてきました。</p> <p>国においては可能な限り速やかに基準を満たすよう努めることとされておりますことから、今後、道教委といたしましては障害の特性を踏まえ、教育的ニーズに対応した教育が展開できるよう、特別支援学校長会や、特別支援学級・通級指導教室設置校長協会、各市町村教育委員会などと、望ましい学びの場の在り方などについて共有するほか、学校や地域の実態、老朽化の状況などを総合的に勘案しながら、特別支援学校の教育環境の改善・充実に取り組んでまいります。</p>	<p>特別支援教育課</p>